

議案第58号

磯城郡水道企業団規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、磯城郡水道企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月 9日提出

三宅町長 森 田 浩 司

磯城郡水道企業団規約の一部を変更する規約

磯城郡水道企業団規約(令和3年奈良県指令市町村第560号)の一部を次のように変更する。

本則に次の1章を加える。

第5章 承継

(解散に伴う事務の承継)

第15条 企業団の解散に伴う事務の承継については、構成町が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

磯城郡水道企業団規約（令和3年奈良県指令市町村第560号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第4章 経費 （経費の支弁の方法） 第14条 略</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第4章 経費 （経費の支弁の方法） 第14条 略</p> <p>第5章 承継 <u>（解散に伴う事務の承継）</u> 第15条 企業団の解散に伴う事務の承継については、構成町が議会の議決を経てする協議をもって定める。</p>